

福岡地方最低賃金審議会
第2回 福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会

- 1 開催日時：令和3年9月21日
15:00～17:15
- 2 開催場所：福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号
- 3 出席者：公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名
- 4 議題：(1) 関係資料の説明について(「賃金実態調査結果」を含む)
(2) 福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の改定について
- 5 議事要旨：議題(1)について
令和3年度賃金実態調査結果とその他関係資料について、事務局より説明が行われた。
議題(2)について
労働者側代表委員からは、
業界は厳しい状況が続いているが、その中でも懸命に働いている労働者に報いた
引上げとすべき
福岡県最賃が28円引上げられることから、28円を参考に15円を目標としつつ、実質
的には労働協最下限と現行最賃額との差額である11円アップを求める
かつて労使一体となって、各種商品小売業の産別最賃を廃止し、新たに16年度から
百貨店、総合スーパーの特定最賃を新設した経緯等を鑑みれば、公労使による全会一
致の観点は何より尊重すべき
等の主張がなされた。
使用者側代表委員からは、
新型コロナウイルスの影響が未だ続いており、業界全体が非常に厳しい現状である
売上げは前年と比べれば回復をしているが、仮に景況が従来どおりに回復をしたとし
ても、業界の見通しは依然として厳しいことが大いに予想され、そうした中での最賃額
の引上げは考えられない
今年も金額は引上げず、現状維持を求める
等の主張がなされた。

今後の見通しについて
労使の主張は最終まで一致せず、次回の第3回専門部会において全会一致を目指す
こととなった。